

仕様書

産業廃棄物収集運搬・処分委託

(令和 8 年度から令和 11 年度)

1. 委託期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日

2. 委託内容

- (1) 指定した公共施設(別紙参照)から、集積・排出された産業廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)及び関係法令に基づき、適正に収集運搬及び処分をする。
- (2) 受託者は、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を作成、交付する。
- (3) 廃プラスチック類は、ビニール袋(30 リットル、委託者が用意)に入れたうえで、フレコン袋(1,000 リットル、受託者が用意)で回収する。
- (4) 廃プラスチック類以外は、容器等(委託者が用意)にまとめてあるものを回収する。

3. 条件

受託者は、廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証(積込場所及び荷卸し場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証の写しを委託者に提出すること。なお、許可事項に変更があった場合には速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

4. 収集品目

廃蛍光灯
ビン・カン・ペットボトル
金属くず
発泡スチロール
廃プラスチック類(軟質プラスチック類)
廃プラスチック類(硬質プラスチック類)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず

5. 契約期間の予定収集回数及び予定排出量

	予定収集回数
収集回数	1,536 回

品目	予定排出数量
廃蛍光灯	2,116 kg
ビン・カン・ペットボトル	11,111 kg
発泡スチロール	105 kg
金属くず	8,076 kg
廃プラスチック類 (軟質プラスチック類)	1,975 kg
廃プラスチック類 (硬質プラスチック類)	23,974 kg
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	839 kg

※収集場所及び収集回数は、別紙参照

※収集日（曜日等）は担当課と協議すること。

※計量器等を使用し、排出量を計量すること

※収集回数及び排出量については、あくまで予定であり、増減する場合がある。

6. 契約

収集運搬業務は1施設1回当たりの収集運搬における単価契約とする。

ただし、一回当たりの収集量は1 m³以内とする。

処分業務は1 kg当たりの単価契約とする。

7. 実績報告

処分業務受託者は、業務が完了した時は担当課ごとに処分実績報告書を作成し、その都度、委託者へ提出すること。

8. その他

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿：固形及びバラ

(2) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：特になし

(3) 混合等により生ずる支障：特になし

(4) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されていた廃製品

の場合には、含有マーク表示に関する事項：特になし

- (5) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等含有の有無：水銀使用製品産業廃棄物有り
- (6) その他取り扱いの注意事項：特になし
- (7) マニフェストは廃掃法に基づき適切に作成、交付することとする。
- (8) 収集運搬、処分料については、担当課ごとに請求書を作成することとし、請求書の分け方については、別途担当課と調整すること。
- (9) 仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者とで協議することとする。
- (10) 契約書に関しては、収集運搬及び処分業務の各受託者と委託者とがそれぞれ別に契約書を取り交わすこととする。
- (11) 収集・運搬する際は、破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分すること。